

東京都北区商店街装飾街路灯補助金交付要綱に関する細則

昭和 6 1 年 5 月 1 6 日 区長決裁

平成 8 年 3 月 8 日 部長決裁

（趣旨）

第 1 この細則は、東京都北区商店街装飾街路灯補助金交付要綱（昭和 6 1 年 5 月 1 6 日 区長決裁。以下「要綱」という）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（公道）

第 2 要綱第 2 に規定する公道とは、国道、都道、区道又は公団若しくは都営団地内の商店街に面した通路をいう。

（特殊補助対象街路灯）

第 3 要綱第 2 の 2 において区長が特に補助対象街路灯として認めたものとは、商店会が公道上に設置し、商店街の環境美化及び近代化に寄与し、かつ、防犯灯としての機能を有している以下のものとする。

（ 1 ）アーケードに設置されている蛍光灯等の電灯

（ 2 ）電灯の付属している商店街アーチ

（補助金の対象）

第 4 要綱第 4 に規定する街路灯電気料金とは、前年度 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの一年間に支払った料金とする。

（補助金の交付申請手続き）

第 5 要綱第 6 の必要な書類とは、次に定めるものとする。

（ 1 ）道路占用許可証の写

（ 2 ）設置場所、種別を表示した図面

（ 3 ）前年度に支払った電気料金領収書の写

（ 4 ）会員名簿

（補助金の返還）

第 6 要綱第 1 0 の規定に基づいて補助金の返還を求められた管理者は、取消通知を受けた翌日から起算して 1 0 日以内に区指定の収入通知書により当該補助金を区に返還しなければならない。

（装飾街路灯の設置及び廃止届け日）

第 7 要綱第 1 1 に規定する装飾街路灯の設置及び廃止の届は、工事の完了した翌日から起算して 1 0 日以内に区長に提出するものとする。

付 則

この細則は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 8 年 3 月 8 日改正）

この細則は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 2 2 年 3 月 3 1 日地域振興部長決裁北地産第 3 2 0 2 号）

この細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和 5 年 4 月 2 4 日地域振興部長決裁 5 北地産第 1 1 5 4 号）

この細則は、令和 5 年 4 月 2 4 日から実施する。

付 則（令和 7 年 5 月 2 日地域振興部長決裁 7 北地産第 1 2 7 4 号）

この細則は、令和 7 年 5 月 2 日から実施する。